

毎月第1土曜日は「ひろしま環境の日」です。

「ひろしま環境の日」一斉行動

10月のテーマ

買い物にはマイバックを持参しよう!



家庭で、職場で、できることからはじめましょう。

環境整備課 ☎59-2154

おおたけ。ごみ事情 No.39

ペットボトルは貴重な資源

問い合わせ
環境整備課リサイクルセンター ☎52-5101

10月1日は「浄化槽の日」

きれいな水環境を守りましょう

問い合わせ
環境整備課 ☎59 2 1 5 4

浄化槽は、微生物の働きを利用して、水洗トイレや台所などから出る汚れた排水をきれいにし、川や海に流す設備です。くみ取り処理や公共下水道、集落排水処理施設への接続がない住居などには設置が必要となります。

浄化槽には、水洗トイレの汚水だけを処理する単独処理浄化槽と、台所や風呂などの生活雑排水も併せて処理する合併処理浄化槽があります。

正しく使わないと機能低下や故障に

浄化槽は、正しく使わないと、浄化機能が低下し、川や水路の汚染の原因となったり、浄化槽の故障につながったりする恐れがあります。

川などの汚染に伴うトラブルや、機器の修繕の発生することを防ぐために、次の点に注意してください。

○塩素系洗剤（漂白剤、カビ取り剤

など）を使うときは、多量に使用せず、多めの水で洗い流す。

○油や野菜くずは流さず、ごみと一緒に出す。

○トイレに紙おむつや衛生用品、タバコの吸い殻を流さない。

○長期旅行のときも浄化槽の送風機の電源をつけておく。

検査や清掃で長持ちさせる

浄化槽の機能を維持し、長持ちさせるため、定期的に検査や清掃を行います。

法定検査

浄化槽が適正に使用され、本来の浄化機能が十分発揮されているか、保守点検や清掃が実施されているかを確認する検査で、法で義務付けられています。

法定検査は、県指定検査機関の公益社団法人（広島県環境保全センター、



リサイクルで生まれ変わる

収集されたペットボトルは再生処理され、卵パックや食品用トレイ、洗剤ボトル、衣類、カーペット、ペットボトルなど、さまざまなものが作り出されます。ペットボトルの出し方を守り、資源として利用しましょう。

ペットボトルの捨て方は

①キャップとラベルをとりまします。
②中身を空にし、きれいに水洗いしてください。
③キャップは透明な袋に入れ、ペットボトルと一緒に出してください。ラベルはプラスチックごみとして出してください。

キャップが付いたままだと故障の原因に

ペットボトルに、キャップが付いたままだと、ペットボトルを圧縮する際に、中の空気が出ず、圧縮しきれなかったり、機械が故障する原因となります。そのため、キャップは必ずとってください。

ご協力よろしくお願いします。

広島県浄化槽協会）が実施します。

検査の内容

①初期の水質検査
浄化槽を使い始めてから3〜8カ月の間に行います。

②定期検査（年1回）
浄化槽が機能を十分発揮し、処理された水が身近な生活環境の悪化につながっていないか検査します。

保守点検

浄化槽の装置が正常に働いているかを点検し、必要に応じて修理、消毒剤の補給などを行います。保守点検の回数は、浄化槽の機種や規模ごとに決まっています。

保守点検は、県に登録した浄化槽保守点検業者に委託して行います。

清掃

浄化槽を使用していると、その内

花の苗を配ります

あなたのまちを花のまちに
秋季花いっぱい運動

問い合わせ

公衆衛生推進協議会事務局
（リサイクルセンター内）☎59 2 1 1 2

きれいで快適なまちづくりを積極的に推進するため、沿道などの公共的な空間に花壇（市民花壇）を設置し、自主的に維持管理する団体に対して花の苗を配布します。

配布対象団体

市内在住または市内に通勤・通学する3人以上で構成する非営利活動組織であって、地域の環境美化活動に積極的に参加する意識があり、代表者が明確な団体

（例）自治会、シニアクラブ、子ども会、学校、児童クラブ、保育所、ボランティアグループ、NPO法人、その他この運動のため新規に結成した団体など。

市民花壇の場所

次の要件を全て満たしている場所とします。

○原則、市内の土地で道路などに面しており、多数の方が容易に観賞できる。

○国や地方公共団体または民間の助成団体などが実施する財政的支援

浄化槽は
きちんと使って
きれいな水に



（広島県浄化槽維持管理啓発事業 標語）
（広島県浄化槽維持管理啓発事業 キャラクター）

部に汚泥などがたまりまます。定期的に汚泥などを抜き取り、浄化槽からの汚泥の流出や悪臭の発生などを防

止します。

家庭用の浄化槽であれば、1年に1回以上行う必要があります。（汚泥がたまりやすい全ばつ式は、おおむね6カ月に1回）

清掃は、市が許可した浄化槽清掃業者に委託して行います。

浄化槽補助制度

公共下水道、集落排水処理施設の計画区域外の個人の専用住宅（別荘などを除く）に小型合併処理浄化槽を新たに設置する方に、予算の範囲内で補助金を交付します。

くみ取りや単独処理浄化槽からの転換や新築、既設の小型合併処理浄化槽を更新する場合が補助対象となります。



玖波駅西口の花壇

の対象となっていない。

○土地の管理者などの許可・承諾が得られている。

花苗の種類・配布数

パンジー、ノースポール、ビオラを予定しており、1㎡あたり16ポット、1団体あたり300ポットを配布限度数とします。配布時期は、11月中旬から下旬までです。

申し込み

10月1日(金)から15日(金)までに、公衆衛生推進協議会事務局（リサイクルセンター内）、環境整備課、各支所、総合市民会館、栄公民館に備え付けの申込書に記載し、公衆衛生推進協議会事務局に提出してください。

その他

○12月7日(火)までに実施報告書を提出してください。

○市民花壇の維持管理に必要な経費は各団体の負担になります。

○応募多数の場合は、抽選で配布団体を決定する場合があります。